

地域まちづくり推進状況についての評価書

平成 19 年 10 月 10 日
横浜市地域まちづくり推進委員会

目次

はじめに

- 1 地域まちづくりグループ・組織・プラン・ルール
- 2 支援制度
 - (1) コーディネーター派遣および活動助成
 - (2) 事業助成
 - (3) ヨコハマ市民まち普請事業
 - (4) まちづくり支援団体との協働
- 3 表彰
- 4 今後推進すべき施策
 - (1) 把握されていない地域まちづくり団体、地域まちづくり戦略地区
 - (2) 地域まちづくりの推進体制
 - (3) 支援制度についての情報提供
- 5 報告書について

まとめ

はじめに

横浜市地域まちづくり推進条例は、市民等及び横浜市が協働して行う地域まちづくりに関する施策の基本事項を定めたものとして、平成 17 年 2 月 25 日に制定され、同年 10 月 1 日より施行された。以来 2 年間にわたり、地域まちづくり推進委員会は、条例第 16 条に基づき設置された市長の附属機関として、地域まちづくりに関する基本的事項の調査審議を担ってきている。

条例第 17 条第 3 項では、施策の推進状況等を明らかにした報告書を市が作成し、委員会に諮ったうえで公表することになっている。委員会は、市が作成した報告書を評価することが定められており（同条例施行規則第 33 条第 2 項）、ここに提出する。なお、市は本評価書を受けて、これに対する見解書を作成のうえ、報告書、評価書、見解書を公表することになっている。

本条例は、横浜市地域まちづくりの推進に関する制度検討委員会¹⁾による提言を受けて制定されたが、そのなかでは、ハードとソフトのまちづくりの連携、地域まちづくりに関わる様々な主体のコーディネート、地域まちづくりの担い手の裾野拡大といった課題認識に基づき、「市民と市相互の信頼感に基づく『協働』の関係を築きながら、横浜らしい個性と魅力あふれる地域のまちづくりを着実に推進していく」仕組みとして構想されている。市から提出された報告書には、条例に関わる地域まちづくりの実態が位置や件数、団体の意向等の基礎データに基づき客観的に述べられており、全体的な傾向は掴めるが、さらに踏み込んだ分析により、メリハリの効いた内容評価とする必要がある。本評価書は、条例施行後最初のものであり、条例制定のねらいに沿った施策や実績の評価に重点を置いて作成することに努めた。具体的には、主たる評価の視点は次の 4 点である。

① 条例制定のねらいに沿う実績や新たな動きが生み出されてきているか

担い手の裾野拡大、きっかけを活かし継続した自主的な取り組みへの移行、地域活動とテーマ別活動の連携、ネットワーク化など、条例がねらった動きや取り組みが生み出されてきたか。

② 地域まちづくりの段階に応じた施策・事業メニュー等が強化されたか

コーディネーター派遣制度等の拡充、様々なまちづくり団体や活動状況に応じた活動助成、地域の自発性を喚起する事業補助など、様々な状況にある地域まちづくりを支援する仕組みが強化されたか。

③ 地域まちづくりの推進・支援体制が充実されてきたか

局や区のまちづくり推進体制の強化、全市レベルあるいは区レベルの支援団体の育成や活躍の場の拡大、団体同士の交流の場づくりなど、地域まちづくりの推進・支援体制が充実されたか。

④ 地域の新しいまちづくり課題への対応がはかられてきたか

人口減少や高齢化等に対応して生じてきた問題（防犯、防災、交通、空家活用等）への取り組み支援、戦略的なまちづくり課題の解決につなげる調査研究など、新しい地域課題への対応がはかられたか。

1 地域まちづくりグループ・組織・プラン・ルール【報告書 4 頁～22 頁】

地域まちづくり推進条例による登録・認定制度の活用状況は、条例施行後 1 年半で、地域まちづくり

¹⁾ 横浜市地域まちづくりの推進に関する制度検討委員会は、地域まちづくりの推進に関する基本的方向などに関する「横浜市における地域まちづくりの推進に関する制度のあり方」をまとめ、平成 16 年 10 月 12 日に提言した。

グループの登録 82 件、地域まちづくり組織の認定 4 件、地域まちづくりプラン¹⁾ の認定 0 件、地域まちづくりルール²⁾ の認定 1 件であった。

「プラン」・「ルール」の認定制度は条例の柱の一つである。これらは、地域住民等の多数の支持により定めることができ、地区計画、建築協定など既存の制度より緩やかな制度となっていて、横浜市独自のものである。

一般的にプラン・ルールを作るには最低でも 1、2 年を要すると考えられるので、条例施行後 1 年半で「プラン」・「ルール」の認定が 1 件というのは必ずしも少ないとは言えない。また、いえ・みち まち改善事業の対象地区 1 か所で「プラン」の素案ができたこと、それ以外の対象地区でも「プラン」作成中であることを考えれば、「プラン」づくりは進みつつあるとも言える（視点①）。しかし、今後、「プラン」・「ルール」が活用されるためには、次のことに留意されたい。

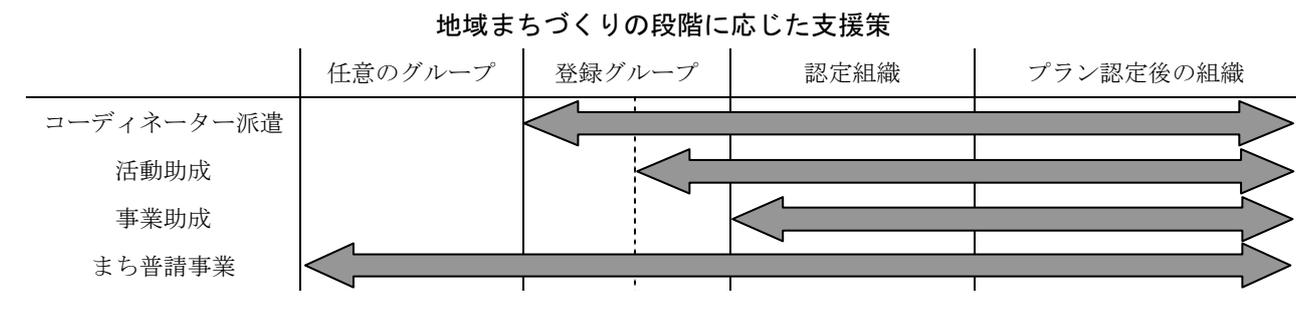
まず、「ルール」の認定は、建築協定や地区計画よりもハードルが低く（「多数の支持」）、また、その項目の自由度も高いので、「建築協定や地区計画を定める前に当面の地域のルールとして定めておく」「建築協定や地区計画を補完するものとして定める」「任意のまちづくり協定に一定の地位を与える（お墨付きを与える）」ことなどが可能である。今後、これらの特色をアピールすることにより、その積極的な活用を促すようにすべきである。

一方、「プラン」についてであるが、一般にはプランはなじみが薄く、市民等がプランを策定しようと発意するということはあまり期待できない。また、通常、プランには専門的な事柄が多く含まれており、かつ策定に相当の期間を要するため、取り組むにも相当な覚悟が欠かせない。こうしたことを考え合わせると、様々なタイプのプランとその後の取り組みなどを例示することによって、市民に「プラン」策定を意識的に促していく必要があるだろう。例えば、地域の課題を図面に示し、その時点で解決の方針について合意ができているもの、実現方法が明らかなものだけを加えたものを「プラン」として認定する。また、その「プラン」は、当該団体がその後の活動の中で充実を図り、随時更新していく。そのような工夫が必要なのではないか。こうした「プラン」の策定が進めば、地域の自主的なまちづくりも進み、後述する事業助成によるハード整備も進むことが期待される。

なお、都市計画マスタープランの地区プランは、横浜市が都市計画マスタープランに着手して 10 年で 5 地区で策定された。都市計画の基本的な方針であり行政計画でもあるという性格やまちづくりへの効果を考慮すると、政策上重要な地区については、行政が主体的に地区プランの策定に取り組むことが求められる。

2 支援制度

地域まちづくりの支援策として、コーディネーター派遣、活動助成、事業助成、ヨコハマ市民まち普請事業が実施された。



1) 以下、地域まちづくりプランを括弧つきで「プラン」と示す。

2) 以下、地域まちづくりルールを括弧つきで「ルール」と示す。

(1) コーディネーター派遣および活動助成【報告書 24 頁】

条例施行以前から、コーディネーター派遣は、建築協定・地区計画等を目指す団体や市街地開発事業を目指す団体、都市計画提案制度により提案を行おうとする団体に対して、また活動助成は、市街地開発事業を目指す団体に対して行われてきた支援制度である。しかし、条例施行に伴いこれらの制度が統合され、5人以上の市民等がグループとして登録することで、コーディネーターの派遣——特に必要がある場合には、複数人のコーディネーターの派遣——を受けることができ、また「プラン」・「ルール」の策定を目指す団体には年間 30 万円までの活動助成を受けることができる、という制度に変わり、対象範囲が広がると共にハードルが低くなった、とすることができる。(視点②)。これは条例の目的である地域まちづくりを推進するために、特に配慮されたことの一つである。

そこで、どれだけ裾野が広がったかを見るために、登録グループの中からいくつかの特徴的な例を見てみる。

事例 i : 新羽駅周辺街づくり協議会／港北区 (i)

かつて地区計画策定で支援を受け、条例施行後、地区計画の実現に向けたプラン・プロジェクトを検討するためにグループ登録し、コーディネーター派遣や活動助成の支援を受けている。また、ヨコハマ市民まち普請事業へ応募し、施設整備を視野に入れて活動を継続している。

事例 ii : 東本郷まちづくり協議会／緑区 (ii)

都市計画マスタープラン・地区プラン及びそのためのアクションプラン策定後、グループ登録し、活動助成の支援を受けて、プロジェクトの実現に向けた活動を行っている。

事例 iii : 湘南桂台まちづくり委員会／栄区 (iii)

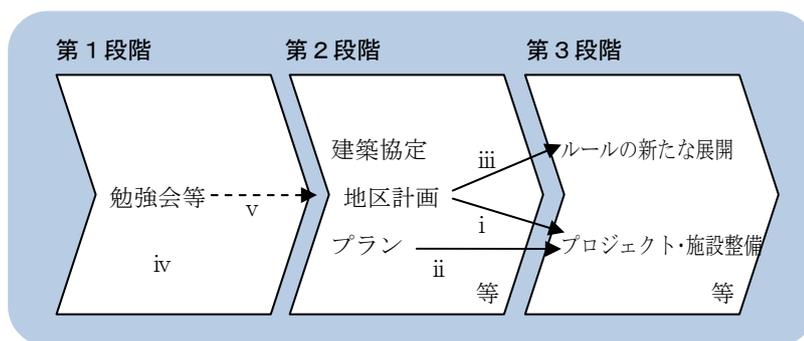
かつて建築協定から地区計画策定への移行に伴い支援を受け、条例施行後、グループ登録を行い、自主的なまちづくり憲章・指針の運営をはじめ多様なまちづくり活動を行っている。

事例 iv : ぐるっと緑道・遊歩道研究会／都筑区 (iv)

途切れた緑道・歩行者専用道路をつなぐことを目的に、ヨコハマ市民まち普請事業への応募し、それをきっかけにグループ登録を行い、コーディネーター派遣の支援を受けながら、商店街や大学等関係者を広く巻き込むところまできている。

事例 v : 川和町駅周辺まちづくりグループ／都筑区 (v)

新駅設置をきっかけにコーディネーターの複数派遣の支援を受け検討を行う中で、ルールづくりを行う地区、土地区画整理事業を行う地区、樹林地を保全する地区など、地区別に手法が異なることを明らかにし、次のステップへの足掛かりを作りつつある。



図のように、条例施行前では第2段階の支援を受けることしかできなかったが、第1段階及び第3段

階へと支援が広がったのは条例制定の成果である。特に事例ivのように会員の拡大を目指すテーマ系のグループや、事例vのように予め方針が決まっていない初動期のグループへの支援は条例が特に重視した形であり、こうした例が増え地域まちづくりの裾野が拡大することに期待したい。(視点①)

そのためには制度の更なる普及が望まれるところであるが、制度そのもののPRも必要である一方、様々な団体に対する支援の実績を積み上げることにより成功例を数多く生み出すこと、そしてその成功例を示していくことで更に支援制度を利用してもらい、という循環を生み出すことも必要である。そのために、行政は従前の支援パターンにこだわることなく、積極的に様々なケースについて支援を行なっていくことが重要である。

なお、コーディネーター派遣の実績は17、18年度に急増している。これは、派遣先件数の増加というよりは、1団体あたりの派遣回数が増えたことによるもので、より手厚い支援を行うようになった証左といえる。コーディネーター派遣の際には、都市整備局の職員及び区の職員と一緒に団体の勉強会等に参加することが通常であり、地域・行政・専門家の協働によるまちづくりが行われているのも、横浜の特色であるといえる。登録グループ及び認定組織に対するアンケート結果を見ても、コーディネーター派遣に対する評価は非常に高い。(視点②)

一方、アンケート結果では、活動助成に関しては2/3が「満足」「やや満足」である一方で、3割弱が「不満」「やや不満」であり、その内容としては(i)8割補助ではなく10割補助にしてほしい、(ii)遑って補助してほしい／補助対象を年度内の活動にしてほしい、(iii)補助対象の範囲が狭い／手続きが面倒、というものであった。このうち、(i)(iii)については、条例施行に伴って活動助成制度が見直されたばかりであり、当面は利用状況を見ていくべきものである。(ii)については、たとえば年度開始前に周知を徹底するなど、運用面での改善が求められる。

(2) 事業助成【報告書 25 頁】

地域のまちづくりに関するプランといえば、これまでは、地域住民の参加を得ながら行政が中心になってプランを作成するものであったが、条例により、地域住民が主体的に作成する「プラン」が位置づけられた。「プラン」の実現の方策としては、住民活動や地域運営とともに、公共側が行う施設整備と地域が主体になる施設整備が想定されるが、この地域主体の整備事業に対する助成事業が制度化された。これは、地域のニーズに応じて柔軟に使えるものとして、事前に補助対象としての整備項目を規定しないものであり、このタイプのものは他には例がほとんど見当たらないものである。(視点②)

制度の趣旨からいえば、認定された「プラン」に基づく施設整備に対して助成することが基本と考えられるが、組織づくりから「プラン」策定までは長期間を要する息の長い取り組みとなるため、この間の地域住民の意欲を醸成する観点から、あるいは、小さなプロジェクトの積み重ねにより地域まちづくりを展開・発展させていくという観点からも、「プラン」策定途上にある認定組織に対しても事業費を助成する制度としたことは、工夫がみられるところである。(視点②)

事業助成の実績としては1件あり、密集住宅市街地内のほとんど使われていない道路用地を地域の公共のスペースとして整備し、以後の管理は地域で行うというもので、モデル的な取り組みとして補助事業第1号にふさわしいものであった。(視点②)

今後、前項で述べた方法などにより「プラン」づくりが進み、様々な地域主体の整備計画が出てくることが期待されるが、補助金としての公平性や透明性を確保しつつ、ヨコハマ市民まち普請事業との違いの明確化、いえ・みちまち改善事業対象地区など地域性への配慮を行いながら、地域住民の創意工夫が発揮され地域住民が使いやすい制度に向けて、事業実施の実績を積み重ねながら、制度・運用を改

善していくことが望まれる。

（3）ヨコハマ市民まち普請事業【報告書 26 頁～28 頁】

ヨコハマ市民まち普請事業は、条例の定める市の支援策の中でもリーディングプロジェクトとして行われている事業で、地域まちづくりのモデルを作ろうというものである。（視点②）

身近な地域の整備が地域の需要や実態に合わせて行えることもあり、2 年間の整備提案数が延べ 51 件に達し、潜在的な地域まちづくりの掘り起こし及び活動の裾野の拡大に大きく寄与したと考えられる。採択された 12 団体はもとより、採択されなかった団体についても、審査員や専門家とのやり取りや、地域や企業、行政との交渉の中で確実にまちづくりの力量を高めた。また、採択された 12 団体については、その整備事業を実施し管理運営として活動継続する中で、一層地域のまちづくり団体としての役割を強めてきている。（視点①②）

条例のリーディングプロジェクトとしての位置づけについて評価すれば、まず、地域ごとの歴史や人材などの資源を生かしながら、地域住民が自らの発意のもと、また、テーマ別活動との連携のもと、汗をかき、創意工夫して地域課題の解決や魅力づくりに取り組み、プロセスの各段階で行政の支援を得ながら公共性の高い施設整備を実践し、地域社会が活性化されているという意味で、条例の趣旨である「市民等と協働の地域まちづくり」のモデルとなる取り組みであり、リーディングプロジェクトの役割を十分果たしていると言える。（視点①②）

さらに、施設整備に対する助成であること、助成額が比較的高額であること、審査が全面的に公開されていることなど、全国的にも特徴的な取り組みであるためメディア等にみられるように注目度も高く、地域まちづくりの普及・PR という点でも大いに貢献していると言える。

また、リーディングプロジェクトには、「きっかけづくり」としての意味合いがある。地域のグループがまち普請事業に取り組みことをきっかけとして、より多くの地域住民を巻き込みながら、広範囲の地域課題に対応する地域まちづくり活動に取り組みようになることや、まち普請事業に触発された他のグループが活動を始めるということが期待されるが、2 年間を経てそうした動きはまだ少ない。（視点①）このため、提案グループが継続的に地域まちづくり活動を行っていきけるよう、きめ細かいフォローアップが重要である。

（4）まちづくり支援団体との協働【報告書 23 頁】

条例においては、まちづくり支援団体との協働により、まちづくり団体や市民への支援を行うことや、そのための支援団体の活動環境等の整備に努めることと位置づけている。後者については、支援団体が行うシンポジウムやセミナー、交流促進、人材育成などの開催経費に対する助成（活動助成）、まちづくり支援団体を目指す団体（準支援団体）へのコーディネーターの派遣や活動助成を制度化した。（視点②③）

支援団体として、条例施行以前から 5 団体の登録があったが、従前から「いえ・みち まち改善事業」の中で協働してきた団体が登録し、6 団体となった。主な活動として、コーディネーター派遣による地域まちづくり団体への支援、ヨコハマ市民まち普請事業等のイベントの際のパネル展示や相談・交流コーナーの設置、活動助成を活用したセミナー・シンポジウムや地域まちづくり関係者の交流会の開催等（平成 17 年度 1 件、18 年度 2 件）が行われた。（視点①）

市によるイベント等ではなく、まちづくり支援団体による交流会やセミナー等が開催されることは、条例の趣旨にも合致する「市民が主体の取り組み」を促進するものであるため、このような取り組みが

さらに広く充実して展開されることが期待される場所である。特に、全市を対象とした交流会等のみならず、区レベルあるいは地域レベルで交流会等が行われ、より具体的なまちづくりを考える場が作られることに期待したい。区レベルで活動する支援団体は現在1団体のみであるが、区レベルでのまちづくり支援団体を発掘・育成し、連携をはかっていくことも重要である。(視点③)

なお、準支援団体への支援制度は、平成17・18年度とも利用実績がなかった。準支援団体の技能・専門性を向上させ、支援団体を増やすことはもとより、上記のように区レベル、地域レベルで様々な取り組みが行われることが重要であるので、準支援団体への活動助成の弾力的な運用を検討してもらいたい。(視点③)

また、支援団体の登録に際してその活動分野を、ルール・プラン、市街地開発、密集市街地の3分野に限ってきたが、支援団体及び準支援団体の取り組みを促進するために、その活動分野を水・緑や福祉など、地域まちづくりに関連する分野へ拡大していくことが必要と考えられる。

3 表彰【報告書33頁～34頁】

まちづくり活動部門及びまちなみ景観部門からなる表彰制度である横浜・人・まち・デザイン賞は、平成11年度から隔年で第3回(平成15年度)まで行われてきた。平成16年度以降の期間は、横浜市地域まちづくり推進条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の制定作業及び施行準備などにあてられ、表彰は行われていない。これら2つの条例によって表彰制度の仕組みが整ったので、両条例が連携をとるかたちでの早期の表彰の実施が望まれる。

4 今後推進すべき施策

(1) 把握されていない地域まちづくり団体、地域まちづくり戦略地区

地域まちづくりの範疇は、条例の主旨から広く捉えるべきであるが、現行の支援策は、ルール・プランづくりを目指す団体への支援を中心に構成されている。ヨコハマ市民まち普請事業はそれを補完するものとして機能してはいるが、それでも地域まちづくりを広く包含するに至っていない。現状の制度では把握できていない地域まちづくり団体は多数存在し、その果たしている役割は見過ごすことができないと考えられる。そこで、これら把握できていない地域まちづくり団体について、その活動状況を把握するための方法を検討し、さらにそれらの団体の活用やネットワーク化について検討する必要がある。(視点④)

また、都心部や拠点等を除くと、建築協定の失効前にそれを地域に伝えたり、いえ・みちまち改善事業対象地区を選定し地域に情報提供したりする以外、行政は積極的に地域にアプローチすることはなく、相談があればそれに対応するというのが実情である。登録・認定制度や支援制度、推進体制を含め地域まちづくりの仕組みが十分知れわたっているわけではない中で、まちづくりに関する様々な思い(期待、疑問、心配など)が「相談」という具体的な行動に、なかなか結びつかないというのが現状ではなかろうか。そこで、これまで以上に制度のPRと気軽に相談できる体制作りが必要である一方、積極策としては、いえ・みちまち改善事業を始める際に行ったように、地域を仔細に調査し、地域まちづくりをモデル的・先導的に進めるべき「地域まちづくり戦略地区」といったものを検討し、地域に情報提供しながらまちづくりを進め、新たな課題への対応を図る必要があるのではないかと。(視点④)

なお、条例において、市の支援施策として地域まちづくりに関する調査研究が位置づけられている(第7条)が、以上の問題も含め、継続的に調査研究が行われるよう要望する。(視点④)

(2) 地域まちづくりの推進体制

条例制定を契機として、平成 17 年度局再編により新たに発足した都市整備局において、主要施策として、「区役所との連携・市民との協働による地域まちづくりの推進」が明確に位置付けられ、その執行体制として地域整備課・地域整備支援課が設置された。地域整備課には区担当別にスタッフが配置され、区に置かれているルールづくり相談コーナーや土木事務所と連携する体制となっている。さらに、これをより一層推進するために、平成 19 年 4 月に地域まちづくり課が設置され、区担当制を維持しつつ地域まちづくりの推進にかかる業務を包括的に行うようになるなど、推進体制が強化されつつある。

地域まちづくりの推進のためには、地域まちづくりの主体である地域と日頃のコミュニケーションをとる中で、まちづくりの芽を的確に捉える努力が必要であり、そのためには、より市民に近い存在であり、区の総合的なまちづくりの推進を担当している区役所の重要性は高いと考えられる。将来的には区と局との役割分担の見直し、さらなる区のまちづくり機能の強化について検討すべきである。なお、平成 19 年 5 月から、地域まちづくり課の業務の一部を青葉区に移し、ルールづくり相談コーナーをセンター化するモデル事業を行っているが、この検証結果を生かすことも必要である。

地域まちづくりを機動的・総合的かつ柔軟に推進するため、まちづくり支援団体や市民活動支援センターなどとの協働関係の構築を検討されたい。(視点③)

(3) 支援制度についての情報提供

地域まちづくり推進条例に基づく支援制度については、市のホームページやパンフレットでは概要だけが記載されているため、具体的な申請やその後の活動につながらないおそれがある。また、アンケートからは、登録グループの中には支援制度を知らないため制度を利用していない団体があったことも分かっている。このため、今後、支援制度の詳細な内容をホームページに記載するとともに、支援制度利用者のためのハンドブックのようなものを作る必要がある。

5 報告書について

この報告書は 2 年間の地域まちづくりの推進状況を示したもので、情報量は多く、様々なことが分かる有意義なものであるが、必ずしも、読みやすく分かりやすいものとは言い難い。地域まちづくり推進条例や支援制度等を市民によく知ってもらい、地域まちづくりを推進するために、事例を含めた読み物として編集し、多くの市民に読んでもらえるようなものを発行することを強く希望する。

まとめ

横浜の地域まちづくりは、長く、駅前や都心等の拠点開発(行政主導)と建築協定や地区計画等のルールづくり(民主導)の 2 つの流れで展開されてきたが、地域まちづくり推進条例によるこの 2 か年の成果として、従前のまちづくりコーディネーター派遣制度の拡充、ヨコハマ市民まち普請事業や事業助成の創設、まちづくり支援団体や局・区による推進支援体制の強化などが特に目立ったと言える。しかし、その一方で、地域まちづくりグループの登録はまだまだ一部にとどまっており、その分野や概念の拡大とともに裾野の掘り起こしの必要性は高いと考えられる。今後は、ルール系とプラン系の団体の相互交流、区版のまちづくり支援団体の立ち上げ支援、地域まちづくり意識の普及啓発などにより、より一層地域まちづくりの動きを喚起し、よりよい地域社会づくり・地域運営をすすめていく必要がある。

なお、冒頭で提起した 4 つの評価の視点に沿ってとりまとめを行うと、次の通りである。

① 条例制定のねらいに沿う実績や新たな動きが生み出されてきているか

担い手の裾野拡大、きっかけを活かし継続した自主的な取り組みへの移行、地域活動とテーマ別活動の連携、ネットワーク化など、条例がねらった動きや取り組みが生み出されてきたか。

- ・市民が主体となって取り組む認識が浸透しつつあり、担い手の裾野拡大も期待される場所である。
- ・横浜市民まち普請事業においては、自治会など地域活動を行う主体と NPO などテーマ別活動を行う主体が連携する動きも見られる。
- ・しかし、主にルールづくりを行う団体などにおいては、その連携の動き等は顕在化していない。
- ・できるだけ広い視野で、地域まちづくりに取り組んでもらえるよう、働きかけや他分野との交流を進め、地域活動とテーマ別活動が連携した取り組みを促進していく必要がある。

② 地域まちづくりの段階に応じた施策・事業メニュー等が強化されたか

コーディネーター派遣制度等の拡充、様々なまちづくり団体や活動状況に応じた活動助成、地域の自発性を喚起する事業補助など、様々な状況にある地域まちづくりを支援する仕組みが強化されたか。

- ・条例施行を契機に、コーディネーターの複数派遣や活動助成、地域まちづくり事業への助成、まちづくり支援団体への活動助成など、地域まちづくりの段階に応じた支援の仕組みが強化・拡充されてきたことは大きく評価できる。
- ・また、横浜市民まち普請事業という、地域の発意から事業実施まで地域住民の取り組みを支援する仕組みが整えられたことは、非常に大きな成果である。
- ・今後は、本評価を踏まえ、さらに制度の拡充・改善を図ることを期待したい。特に、表彰の早急な再開や地域まちづくりの交流事業の実施など、地域まちづくりの機運の高まりを醸成していく、支援の仕組みを強化することが必要である。

③ 地域まちづくりの推進・支援体制が充実されてきたか

局や区のまちづくり推進体制の強化、全市レベルあるいは区レベルの支援団体の育成や活躍の場の拡大、団体同士の交流の場づくりなど、地域まちづくりの推進・支援体制が充実されたか。

- ・局や区のまちづくり推進体制としては、区役所へのまちのルールづくり相談コーナー、都市整備局への地域まちづくり課の設置など、体制強化が図られてきている。
- ・まちづくり支援団体との協働体制が整備され、セミナーや交流事業が始まるなどの活躍の場が広げられ、更なる今後の展開が期待できる。
- ・一方、区レベルの支援団体の胎動はあるものの、市との協働体制を築くまでには至っていない。
- ・今後は、さらに、まちづくり支援団体の活動環境の整備と連携体制の強化、局・区における地域まちづくりの推進体制の強化を進めるべきである。

④ 地域の新しいまちづくり課題への対応がはかられてきたか

人口減少や高齢化等に対応して生じてきた問題（防犯、防災、交通、空家活用等）への取り組み支援、戦略的なまちづくり課題の解決につなげる調査研究など、新しい地域課題への対応がはかられたか。

- ・地域の新たな課題に対応した取組みとして、横浜市中期計画（平成 18～22 年）において、「身近な地域・元気づくりの推進～地域住民の主体的活動によるエリアマネジメントのモデル事業」が位置づけ

られ、取り組みが図られてきたことは大きく評価できるところである。

- ・しかし、地域の主体的な活動を尊重しつつ、人口減少などに応じた地域課題に対応した地域まちづくりをどのように展開し、課題解決につなげればよいかといった調査研究が今後、重要になると考えられるので、新しい地域課題への対応をさらに進められたい。